

『左氏会箋』隠公における『左伝續考』の受容

— 稿本より成本に至る過程 —

竹内 航治

一 はじめに

竹添進一郎の『左氏会箋』（以下、『会箋』）は明治期に至るまでの『左伝』注釈の集大成として評価されてきたが、同書に対する研究は進んでいるとは言いがたい。竹添は膨大な先行注釈を引用しながらその出処をほとんど記しておらず、そのことが『会箋』研究を阻む大きな要因となっていることは間違いない。だが、竹添が依拠した先行注釈を調査し、その出処を逐一明らかにした研究が存在する。それは上野賢知氏の『左氏会箋溯源』（以下、『溯源』）である。これは独立した著作ではなく、明治三十六年刊行明治講学会本『会箋』に対する書き込みである。上野氏は箋に括弧を付して出処をその都度書き入れており、残された日付によれば一九五一年から一九五二年にかけて作業が行われたものである。本書は公表されず財団法人無窮会の図書館に保管されており、筆者は無窮会に赴き『溯源』の調査を行った。

『溯源』を一読してただちに気付くのが、亀井昭陽の『左伝續考』（以下、『續考』）を『会箋』は最も多く引くということである。竹添は『会箋』自序で『左伝』注釈を行った「近儒」の名を列挙し、亀井昭陽について「亀井氏 最も詳備為り」

と評している。『会箋』研究に当たって、同書が『續考』をどのように受容したか考察することには意味があるろう。

『会箋』が『續考』を多く引くことを、公表された論考の中で初めて指摘したのは岡村繁氏であり、「『左伝續考』解説」で次のように述べている。

『會箋』が「亀井昱曰」と標して『續考』の所説を直接援用する箇所は、実に二十二か条にも上る。のみならず、『會箋』が『續考』を長文にわたって盗用し、あたかも自説のごとく注解した箇所に至っては、もはや数うるに暇がないほどであって、甚だしきは隠公元年伝「夷不告、故不書」の箋のごとく、百余字もの長文にわたって『續考』をそのまま引き写したものとさえある。

また岡村氏は、「竹添井井の『左氏会箋』が剽窃した一つの種本」^②でも、先行注釈を引用しながらそれを明示せず、自説のごとく見せようとする竹添の態度を批判しているが、そこで中心として論じているのが亀井南冥の『左伝』注釈書『左伝考義』（以下、『考義』）である。『考義』の伝本は数種の写本が残るのみである。岡村氏によれば『續考』に見える『考義』引文と『考義』そのものの写本には字句の異同が多く、同氏はその違いを利用することで竹添が『續考』から『考義』を孫引きしたことを明らかにしている。なお岡村氏は『考義』の写本を校訂し活字化している。^③

柳本実氏は「『左氏会箋』と『左伝續考』について」^④で、『会箋』に対する岡村氏の批判を引きその妥当性を認めつつも、竹添が引用に際して行った工夫を指摘している。柳本氏によれば、『續考』の文は割注が多く、また初稿脱稿後の補訂のために叙述の順序が混乱している。竹添は『續考』の文に多少の加除増減を加えつつも忠実に、なおかつ『續考』そのものよりも分かりやすくなるように引用しているのであり、「このように『續考』の文を、『己』の意をもって融会貫通させた『会箋』の箋文に「亀井昱曰」を冠すべきか否か、井井も迷ったであろうが、結局省略してしまったのである」という。

本稿は竹添が引用に際して取った姿勢をどう評価すべきかという問題には立ち入らず、『会箋』が『續考』をどのように利用したかという点についてのみ論を進めたい。そのために、単に『續考』と『会箋』の成本を比較するのではなく、従来ほとんど研究されてこなかった『会箋』の稿本も参照する。現存する『会箋』稿本を用いることで、『会箋』稿本より成本に至る過程において『續考』がどのように受容されていたのか、その一端を明らかにしたい。

『續考』『会箋』ともにその分量は膨大なものであり、全体を対象として包括的に論じることは困難である。そこで、本稿では隠公のみを範囲とする。そして取り上げる注は、文章表現に関するものと人物評とに絞る。

以下、第二章では『續考』に関する概要を記し、第三章では『会箋』の稿本について紹介する。そして第四章で『續考』と『会箋』の比較を行うこととする。

二 『左伝續考』について

亀井昭陽（一七七三～一八三六）は福岡藩儒。亀井南冥の長子であり、南冥・昭陽と連なる学問は「亀井学」と称される。

『左伝續考』は、南冥が残した『左伝考義』を継承発展させ、諸家の説を博く引きつつ論証を行ったものである。

岡村繁「『左伝續考』解説」によれば、昭陽は文政九年（一八二六）に『續考』撰述を開始し、文政十一年（一八二八）六月二日には初稿三十巻を脱稿、翌日には『續考附録』七篇を作成した。さらに七月には初稿の補訂と書き直しに取りかかり、翌年二月までに巻一より巻五の書き直しを終えた。巻六より巻三十については全面的な書き直しせず、初稿の行間や欄外に補訂を書き込んだ。そのうち巻六より巻十四までは書き込みだけでは追いつかず、『續考補』一卷を別冊として作成した。その後二回目の補訂を経て、天保二年（一八三一）冬に本書は完成した。

『續考』には刊本がなく、写本のみで伝えられている。大正六年に昭陽自筆本が影印されており、『亀井南冥昭陽全集』第三・四巻に収められた『續考』は大正六年本を再影印したものである。岡村氏の解説には昭陽自筆本の行方はわからないとあるが、現在これは慶應義塾大学附属研究所斯道文庫に蔵されている。阿部隆一「亀井南冥昭陽著作書誌」および『慶應義塾大学附属研究所斯道文庫貴重書蒐選図録解題』⁶によれば、昭和三十四年に寄贈された亀井家の著述の中に本書が含まれていたという。亀井南冥昭陽全集刊行会が全集の編集を行う際に斯道文庫は資料提供の協力を行ったというが、自筆本『續考』については刊行会に情報が伝わらず、全集は大正六年の影印本を用いることになったとおぼしい。

自筆本以外に、『續考』の写本が九州大学・関西大学・無窮会などに蔵されているが、伝本の数は少ない。竹添が用いた『續考』のテキストがどのようなものだったかという問題も論じなければならないが、本稿ではそれには立ち入らず、便宜的に自筆本の影印を参照する。⁷

三 静嘉堂文庫蔵『左氏会箋』稿本四種

現在、静嘉堂文庫に竹添自身による『会箋』関係の稿本が四種残されている。『静嘉堂文庫漢籍分類目録続』⁸に見える以下のものである。

- ・春秋左伝補解不分巻（左氏会箋第一稿本）竹添光鴻撰 写（二十五冊）
- ・春秋左伝補解八巻（以下缺）（稿本）竹添光鴻撰 写（八冊）
- ・春秋経伝集解存巻一・二（稿本）竹添光鴻撰 写（二冊）
- ・左伝集説一五巻（巻二・五・八・九・一〇・一三・一五缺）（稿本）竹添光鴻撰 写（七冊）

これらの稿本がどのような経緯で静嘉堂文庫に収められたか、明確な記録は残っていない。竹添は自らの蔵書を松方正義に売却しており、それらは明治四十年（一九〇七）に松方より静嘉堂文庫に譲られた。この中に上記の稿本が含まれていたとも考えられるのだが、静嘉堂文庫の漢籍目録の内、一九三〇年刊行の正編にはこれらが記載されず、一九五一年刊行の続編に初めて見える。正編編集の段階でこれらの稿本が未整理であったとも考えられるが、一九三〇年以降に松方とは別ルートを経て収められたという可能性も残り、判断は保留しておきたい。⁸⁾

これらの稿本については、上野賢知氏が「左氏会箋三稿」⁹⁾で取り上げている。以下、上野氏が述べる内容に筆者自身の調査結果を加えて簡単に紹介する。

二十五冊本春秋左伝補解は『左伝』全体に渡って作成されている。本文（本稿では経文・伝文・注を含めて原稿に初めから記された部分を「本文」と称す）と、行間欄外に施された訂正追加ともに竹添の自筆である。先行注釈に関する情報はすでにほとんどが削られ、先行注釈と竹添自身の説が区別しがたくなっている。

八冊本左伝補解は卷八（文公十八年）までで終わっている。上野氏は本文について自筆ではないと述べるが、筆者は一部に二十五冊本と同じ筆跡を確認している。竹添自身を含んだ複数人が書写したものと思われる。訂正追加は自筆。

二冊本春秋経伝集解は卷一（隠公）・卷二（桓公）のみ残り、本文は印刷されている。上野氏は二冊本冒頭の三枚についてのみ印刷であることを指摘しているが、それ以下も冒頭とは体裁が異なるものの全て印刷されたものである。自筆の訂正追加がいまだに多く施されている。

上野氏によればこの三種は二十五冊本、八冊本、二冊本の順で作成されたものであり、本稿ではそれぞれを第一稿、第二稿、第三稿と称する。

七冊本左伝集説は、経文伝文の語句を標示してその下に先行注釈書の説を抜き書きしたもので、これも竹添の自筆であ

る。隠公より始まり、定公に至るまで作成されているが所々に欠巻がある。上野氏は「会箋を作る準備として諸説を書き留めて置いた備忘録の類で、所謂「長箋」にも当たるべき者であるが、是は疎枝大葉なもので、途中で中止してゐる」と述べているが、半ばで中断しているわけではない。欠巻部分は作成されなかったのか、作成はされたが七冊に綴じられる以前に失われたのかは不明。第一稿よりも前に作成された準備段階にあるものと考えられる。第一稿以降削られることになる書名や人名を記した上で抜き書きを行っており、竹添の初期構想を伺うための貴重な資料である。¹⁰⁾ただし、取られる注釈書の数は『会箋』成本に引かれるものに比べてはるかに少ない。目立って多く取られるのは『左伝續考』と『左伝輯釈』である。

『續考』に関しては後述するが、本書に抜き書きはないが成本で引用される注も多い。以下、本書を集説と称する。

以上四種の稿本に成本『会箋』を加えると、隠公と桓公の部分のみこの五つが全て揃っている。そこで本稿では、稿本と成本全てが利用できる隠公を範囲として取り上げ、『續考』と『会箋』を比較する。

四 『左氏会箋』隠公における『左伝續考』受容

「はじめに」で取り上げた岡村氏と柳本氏の論考は、竹添が『續考』を引用する際の形式に着目したものであり、『續考』の内容そのものには触れていない。前掲の岡村解説と阿部著作書誌も概説的な記述があるのみで、『續考』の注に個別に言及することはない。『續考』の具体的な内容に踏み込んだ論考は、管見の限りでは坂本慎一「福沢諭吉と亀井学思想―福沢における「縦に慣れたる資力」とは何か¹¹⁾」のみである。坂本氏は亀井家の左伝学と福沢諭吉の思想について論じ、『續考』を中心とする亀井家左伝学は「国の独立」を重視する国際政治学であり、福沢の思想には亀井学からの連続性を確認できると述べている。

また、坂本氏は『会箋』についてもわざわざ言及し、亀井家の政治思想を明治期の外交官たる竹添も継承していたとす

る。

『續考』の中には様々な性格を持つ注が含まれるが、『左伝』の文章表現上の工夫に関する注や、登場人物に対しての人物評などが見える。本章ではそのような性格を持つ『續考』の注を取り上げ、『会箋』がそれらをどのように取り入れていったかを論じる。

i 『續考』の二つの特徴

隠公元年に見える著名な一段、鄭の莊公と共叔段の兄弟争いの場面において、『續考』の注の一側面について、その典型例を見ることが出来る。以下、その場面の現代語訳をまず挙げ、次に原文と『續考』の一部を、句読点を適宜補いながら引用する。現代語訳は主に『会箋』の解釈に従った。また『会箋』と相違しない範囲において、楊伯峻編著『春秋左伝注（修訂本）¹²⁾』と、小倉芳彦訳『春秋左氏伝（上）¹³⁾』を参考とした。『續考』には伝文の語句のみが標示されているので、伝文の引用にも便宜的に『会箋』を用いる。引用に際し異体字は改め、表記は常用漢字とした。『續考』で太字にしたのは、『会箋』成本においてそのままの形、もしくは表現を多少変えて引用されているものである。（ ）で括ったのは、『續考』原本では割注になっている部分である。

その昔、鄭の武公は申より武姜という夫人を迎え、莊公と共叔段が産まれた。莊公は逆子で産まれて姜氏（武姜）を驚かせたため、寤生と名付けられ、やがて憎まれるようになった。武姜は共叔段の方をかわいがり、太子に立てたいと思っていた。たびたび武公に願ったが、公は聞き入れなかった。莊公が即位したとき、武姜は段を制（邑の名）に封じてほしいと請うた。莊公は「制は險阻な邑で、號叔がここで死んでいます。他の邑ならば仰せの通りにしましょう」と言った。京を請う

たので、そこにおらせた。段は京城大叔と呼ばれるようになった。

祭仲（鄭の大夫）は言った。

「大邑の城壁が百雉を越えるのは、国都にとつては害となります。先王の掟では、大邑でも国都の三分の一を越えず、中は五分の一、小は九分の一までとなっています。ところが今、京は広くなりすぎて決まりに則っておりません。わが君はじきに耐えられなくなりましょう」。

公

「姜氏がお望みなのだ。害となることでも避けられぬ」。

答えて言う。

「姜氏は満足というものをご存じない。はやく手を打った方がよろしい。はびこらせてはなりませんぞ。はびこってしまったえば手の打ちようがなくなります。はびこった草でさえ除くことはできず、ましてや榮えある弟御ですぞ」。

公

「不義のことばかり行っていれば必ず自滅する。まあしばらく待つておれ」。

やがて、大叔（段）は西郊と北郊の邑を公より離反させ自分に従わせた。

公子呂は言った。

「二心を持つ者が多くては国が成り立ちません。わが君はどうなさるおつもりですか。大叔に国を与えるおつもりなら、私はあちらに仕えさせてもらいます。お与えにならないのなら、あれを除かれませ。民に二心を抱かせてはなりません」。

公

「無用だ。あれは自分で禍を招く」。

大叔はさらに西郊と北郊の邑を完全に自分のものにしてしまい、それは麇延にまで到った。

子封（公子呂）

「もうよろしいでしょう。向こうは味方を多く得ようとしていますぞ」。

公

「不義を行えば人はなつかない。多くてもじきに崩れる」。

大叔は城を固め兵糧を集め、武器を補修し、兵卒兵車を率いて鄭の国都を襲おうとした。夫人（姜氏）が手引きする予定であった。公は決行の日取りを聞きつけ、「もうよいぞ」と言い、子封に命じ車二百乗を率いて京を伐たせた。京は大叔段に背き、段は鄆に入った。公は彼を鄆で伐った。五月辛丑、大叔は共に出奔した。

（経文には）「鄭伯、段に鄆に克つ」とある。段は弟としてのあり方を踏み誤ったので、「弟」とは記さなかったのだ。二人の君主がいるような争いなので、「克つ」と記したのだ。「鄭伯」と呼んだのは、教え導くことができなかつた点を批判しているのである。これを、「鄭志」という。「出奔」と記さないのは、そう書くことをはばかったためである。

莊公はその後姜氏を城頰に置き、「黄泉の国に行くまで会うことはしない」と誓ったが、やがてそれを悔いた。潁谷の封人である潁考叔はそれを耳にし、公に貢ぎ物を捧げた。公が彼に食事を与えると、食べながら肉を取り分ける。公がその訳を尋ねると、「私には母がおりますが、いつも私がしつらえる食事ばかり食べ、わが君の羹などいただいたことがあります。持ち帰ってやりたいのです」と答える。

公

「お前には持ち帰ってやるような母がいる。ああ、私にはいないのだ」。

潁考叔

「それはどういふことでしょう」。

公は彼に理由を語り、悔いていることも話した。潁考叔は答える。

「わが君にはご心配なさいますな。泉が出るまで穴を掘り隧道を作ってお会いすれば、話が違ふなどと誰も言わぬでしよう」。

公はそれに従った。公は隧道に入り詩を賦した。「大隧の中、その楽しさはなごやかに」。姜氏は隧道を出てから詩を賦した。「大隧の外、その楽しさはのびやかに」。こうして元通りの母子となった。

君子はいう。「穎考叔は篤孝の人物だ。自分の母を愛し、それを莊公に及ぼした。詩に『孝子置しからず、永く爾が類を錫う』とあるのは、このことであろうか」。

初、鄭武公娶于申、曰武姜。生莊公及共叔段。莊公寤生、驚姜氏。故名曰寤生、遂惡之（一）。愛共叔段、欲立之。亟請於武公、公弗許。及莊公即位、為之請制（二）。公曰「制、巖邑也、虢叔死焉（三）。他邑唯命」。請京、使居之。謂之京城大叔。祭仲曰「都城過百雉、国之害也。先王之制、大都不過參国之一、中五之一、小九之一。今京不度、非制也。君將不堪」。公曰「姜氏欲之、焉辟害（四）」。對曰「姜氏何厭之有。不如早為之所、無使滋蔓。蔓、難凶也。蔓草猶不可除、況君之寵弟乎（五）」。公曰「多行不義、必自斃。子姑待之（六）」。既而大叔命西鄙北鄙貳於己。公子呂曰「国不堪貳（七）、君將若之何。欲与大叔、臣請事之。若弗与、則請除之（八）。無生民心」。公曰「無庸。將自及」。大叔又収貳以為己邑、至于廩延。子封曰「可矣。厚將得衆」。公曰「不義、不昵（九）。厚將崩」。大叔完聚、繕甲兵、具卒乘。將襲鄭、夫人將啓之。公聞其期、曰「可矣」。命子封帥車二百乘以伐京。京叛大叔段。段入于鄆。公伐諸鄆。五月辛丑、大叔出奔共。

書曰「鄭伯克段于鄆」、段不弟、故不言弟。如二君、故曰克。稱鄭伯、失教也。謂之鄭志。不言出奔、難之也。

遂寘姜氏于城穎、而誓之曰「不及黃泉、無相見也」。既而悔之。穎考叔為穎谷封人。聞之、有獻於公。公賜之食。食舍肉。公問之。對曰「小人有母、皆嘗小人之食矣。未嘗君之羹、請以遺之」。公曰「爾有母遺。繫我獨無」。穎考叔曰「敢問何謂也」。公語之故、且告之悔。對曰「君何患焉。若闕地及泉（十）、隧而相見、其誰曰不然」。公從之。公入而賦「大隧之

中、其樂也融融」。姜出而賦「大隧之外、其樂也泄泄」。遂為母子如初。君子曰「穎考叔、純孝也。愛其母、施及莊公。詩曰『孝子不匱、永錫爾類』、其是之謂乎」。

(一) 応「驚」字也。言及成長、遂惡之(世家生之、難及生、夫人弗愛)。

(二) 姜氏似既有志。

(三) 莊公亦有心。佯為愛弟者而拒之。

(四) 莊公心計既決。何等模写。「害」字受「国之害」也。

(五) 公不友而有害心。故激之。

(六) 公之心始形於言。亦激也。

(七) 応「君將不堪」。考義当矣(云貳者益多、国非其国。故曰「不堪貳」。疏云「兩属則賦役倍、故国人不堪」、似是而非)。

(八) 応「蔓草猶不可除」之「除」。

(九) 「義」下挿「則」字看。考義確矣(云不義者必失衆心也。応上「多行不義」。杜誤)。

(十) 「及」字与前「及」字影応。用字妙矣。

ここに挙げた例より『續考』の特徴を二つ見て取ることができる。一つは、文章における表現の対応関係に注意を向けていることである。伝文「遂惡之」について(一)「応「驚」字也」と注し、それより前の「驚姜氏」に対応した表現が用いられていることを指摘する。また公子呂の発言「請除之」について(八)「応「蔓草猶不可除」之「除」」と注し、祭仲の発言「蔓草猶不可除」に対応していることを指摘する。(四)「「害」字受「国之害」也」、(七)「応「君將不堪」」、(九)「応上

「多行不義」、(十)「及」字与前「及」字影応」も同様である。

これらの注が『会箋』稿本より成本に至るまでのどの段階で取られたか調査を行った。その結果を以下に記す。注文の下に記した「集・一・二・三・成」は、それぞれ集説・第一稿・第二稿・第三稿・成本がそれを取っていることを表す。

- (一) 応「驚」字也。言及成長、遂悪之。(集・一・二・三・成)
- (四) 「害」字受「国之害」也。(三・成)
- (七) 貳者益多、国非其国。故曰「不堪貳」。(集・一・二・三・成)
- (八) 応「蔓草猶不可除」之「除」。(二・三・成)
- (九) 「義」下挿「則」字看。応上「多行不義」。(集・一・二・三・成)
- (十) 「及」字与前「及」字影応。(三・成)

(一) (九) は集説より一貫して取られている。(八) は第二稿以降取られる。(四) 「害」字受「国之害」也」と(十) は第三稿以降取られる。(七) 「応」君将不堪」は成本に至るまで取られていないが、それ以外は第三稿までに取られている。このような例は他の場面でも見ることができる。少なくとも隠公についていえば、文章における表現の対応に注意を向ける『纘考』の注は『会箋』第三稿までにその多くが取り込まれ、『会箋』そのものの特徴となっているのである。

『纘考』のもう一つの特徴は、登場人物がなぜその行為をしたのか、心理に立ち入る注を付けるということである。姜氏が共叔段のために制をねだったことについて(二)「姜氏似既有志(姜氏にはすでに企みがあったようだ)」と注し、反乱計画に繋がる企みをすでに姜氏が懐いていたとする。それに対する莊公の返答についても、(三)「莊公亦有心。佯為愛弟者而拒之(莊公にも心づもりがあり、弟を愛するがゆえに拒んだふりをしたのだ)」と注し、姜氏と莊公のやり取りを心理的な

駆け引きとして読み解こうとしている。(四)「莊公心計既決。何等模写」、(五)「公不友而有害心。故激之」も、莊公の所作の裏には弟への警戒心があったと説明するものである。そして莊公の言葉「子姑待之(しばらく待っておれ)」に対して(六)「公之心始形於言(莊公の本心が初めて言葉に表れた)」と注するのである。以下、これらが『会箋』のどの段階で取られたか同じく示す。

(二) 姜氏似既有志。(三・成)

(三) 莊公亦有心。佯為愛弟者而拒之。(三・成)

これらの注は集説・第一稿では全く取られておらず、第三稿に至って(二)(三)のみが取られた。このような例も他で見ることができる。人物の心理に立ち入る『續考』の注は、『会箋』の稿が進んだ段階で、その一部のみが取り入れられたのである。しかし膨大な分量を誇る『續考』の中に、このような注は非常に多く存在しているので、一部とはいえそれを取り込むことで『續考』のこの特徴は『会箋』に受け継がれることになったのである。

ii 鄭の莊公に対する人物評

本節では、鄭の莊公に対する『續考』と『会箋』の人物評を比較する。前節でも取り上げた鄭の莊公は、『左伝』隠公にしばしば登場する人物である。

ここではまず、隠公十一年の場面を取り上げる。鄭は齊・魯と連合して許を伐ち、莊公が戦後処理に当たることとなった。その際の莊公の発言について、現代語訳と原文を掲げる。

鄭伯（莊公）は許の大夫百里に命じ、許叔（許の莊公の弟）を奉じて許の東方におらせることとし、こう言った。「天は許国に禍を降し、許の祖靈も許君を快く思われず、私の手を借りて討伐させたのだ。私は一人二人の同族にさえ平穩な暮らしをさせられぬ身、許をわがものとして手柄を誇ることできょうか。私には弟がいるが、それと仲良くできずに他国で辛い暮らしをさせている。ましてや許を保ち続けられようか。あなたは許叔を奉じ、民を慰撫なされよ。私は公孫獲（鄭の大夫）にあなたを輔佐させよう。私が寿命を迎えた後、天が許に礼を加えかつて禍を降したことを悔やまれるようになれば、東方を治めるだけではなくろう。その時こそ、許公は再び社稷を奉じることになるのだ。今後はわが鄭国からの表敬訪問に対しては、昔からの姻戚のように、我を曲げて従ってもらいたい。他の族員を次々に集めてここにおらせ、わが鄭国とこの地を争うようなことをしてはならない。わが子孫は自分たちの興亡を憂えるだけで手一杯となるであろうから、許の祀りまでには行えまい。私があなたをこの地におらせるのは許国のためばかりではない。これによってわが辺境をも固めたいからなのだ」。

鄭伯使許大夫百里奉許叔以居許東偏、曰「天禍許国、鬼神実不逞于許君。而假手于我寡人。寡人唯是一二父兄不能供億。其敢以許自為功乎。寡人有弟、不能和協而使餽其口於四方。其況能敢久有許乎。吾子其奉許叔、以撫柔此民也。吾將使獲也佐吾子。若寡人得没于地、天其以礼悔禍于許、無寧茲。許公復奉其社稷。唯我鄭国之有請謁焉、如旧婚媾、其能降以相從也。無滋他族、実逼処此、以与我鄭国争此土也。吾子孫其覆亡之不暇。而況能禮祀許乎。寡人之使吾子処此、不唯許国之為、亦聊以固吾圉也」。

ここに引いた莊公の言葉の最後「亦聊以固吾圉也」に『續考』が付ける注は以下の通りである。

考義有論（云鄭莊其強悍人乎。權謀多智、亦春秋英主也。其命百里、嘉而親之、則如父子、逼而脅之、則如仇讐、使百里不得畏而服。以鄭小国、終其身不受屈於大國、信有以哉）。

ここでは『考義』を引き、莊公のことを「強悍人」「權謀多智」そして「春秋英主」と評している。この評は前述の岡村校訂本『考義』にもそのまま見える。莊公に対する「英主」評は、隠公九年にも見ることが出来る。伝文「宋公不王。鄭伯為王左卿士、以王命討之伐宋」に対し、『續考』は「莊公英主。挾天子以振威於中國。隱桓間諸侯之雋、楚有武王、鄭有莊公、次之者魯隱齊僖而已」と注す。これは岡村校訂本『考義』にはなく、昭陽本人の注と考えられる。昭陽は南冥の「英主」評を引用するだけではなく、自らも同様の評を追加しているのである。

何新文氏は鄭の莊公に対する歴代の評について論じ、莊公を「偽善陰險」と見なす否定的な評が多く、その傾向は現代の研究者まで続いていると述べている。¹⁴ 何氏によれば莊公に対する弁護論も存在するのだが、亀井父子のように「英主」と言い切つてまで莊公を積極的に評価するのは稀有な例と考えられる。ただし、この「英主」評が亀井父子のオリジナルであるのか、それとも基づく評がすでに存在していたのかは詳らかではなく、これについては今後の調査を期す。

『会箋』はこの二つの場面における『續考』の注を、奇妙な操作をしながら引用している。『会箋』成本では、十一年の注はこのようになっていいる。「鄭莊命百里、嘉而親之、則如父子、逼而脅之、則如仇讐、使百里不得畏而服。真姦雄哉」（傍線引用者）。『会箋』は『續考』（所引『考義』）を引きながら、莊公に対する人物評「英主」を「姦雄」に書き改めているのである。『續考』のこの注は第三稿の追加部分に初めて記されるのだが、そこではすでに「姦雄」に直されている。ただ、「姦雄」という評自体は第一稿から存在している。第一稿では「亦聊以固吾圉也」には人物評が記されず、その代わりに先に

引用した伝文に続く莊公の言葉「我死乃亟去之」に「鄭莊之不有許、不是量大、不是膽怯、直是時勢明。見識老、真姦雄也」と注している。第二稿ではこれと同文を記しながら、追加訂正の際にそれを抹消している。そして第三稿の追加部分に至って人物評の位置を「亦聊以固吾圉也」の下に移し、『續考』を引きながら「姦雄」への書き換えを行ったのである。

そして九年の場合、第一稿に人物評はなく第二稿の追加部分以降次のように『續考』が用いられるが、やはり「英主」を改めて「姦雄」としている。

第二稿追加部分「莊公姦雄。挾天子以振威於中国。隱桓間諸侯之雋、楚有武王、鄭有莊公、次之者齊僖而已」（「莊公英」と書きかけ、「英」を塗りつぶし「姦」に直してある）

第三稿・成本「莊公姦雄。挾天子以振威於中国」

この二例における書き換えの背景には莊公に対する歴代の否定的な評が存在していると考えられるが、竹添は実際に集説の段階で莊公を「姦」とする評を拾っているのである。たとえば、十一年「亦聊以固吾圉也」に対して『左伝経世鈔』に引く丘維屏は「姦人家数（姦人のやり口）」と評し、竹添は集説でそれを抜き書きしている。しかし第一稿以降これは記されない。また、前節で挙げた莊公と共叔段の争いに関して、伝文「公曰無庸」に『左伝経世鈔』は「写出狠毒之心、老謀奸深如見」と記す。これも集説には抜き書きがあるものの、第一稿以降取られていない。また、先に引用した許叔に対する発言「寡人有弟」に、『左伝経世鈔』に引く丘維屏は「便是老奸、曹瞞語有如此」と記し、莊公の言葉を乱世の姦雄・曹操になぞらえている。これもやはり集説にあるものの第一稿以降にはない。この他、莊公に対する「姦（奸）」という評は、近藤元粹『増註春秋左氏伝校本』に引く呉秉権や奥田元繼『春秋左氏伝評林』に引く李笠翁などにも見ることができ、竹添が依

拠した先行注釈書の中にはこの二つも含まれているが、この部分の呉秉権・李笠翁は『会箋』成本稿本ともに引かれていない。しかし竹添がそれらも見えていた可能性はかなり高いと思われる。

『会箋』の稿が進む中で竹添が『續考』の「挾天子以振威於中國」「其命百里、嘉而親之、則如父子、逼而脅之、則如仇讐、使百里不得不畏而服」を取り入れたのは、それらが莊公の行為に対する総括としては要を得ていると認めためである。ただし、莊公に対する人物評に関しては、否定的評価が広く行われている状況でそれに賛同する竹添には、「英主」という斬新な評価を受け入れることができなかったと考えられる。そこで折衷案として、『續考』の「英主」を「奸雄」「姦雄」に書き換え、九年については「隱桓間諸侯之雋、楚有武王、鄭有莊公、次之者魯隱齊僖而已」という部分も途中で抹消したのである。ただし、稿本で「英主」と書きかけたものを塗りつぶして「奸雄」に直したという事実から見ても、これが周到な用意の下で行われた操作であるとは言いがたい。

本稿では鄭の莊公のみ取り上げたが、『会箋』が先行する人物評の文章にどのように手を入れて自らのものとしているか、今後『会箋』全体について調査を行う予定である。

五 結語

以上、隠公における『續考』の特徴と、それを『会箋』が受容していった過程の例を検討した。

『續考』には文章における表現の対応関係を指摘する注があり、それらの多くが『会箋』の稿が進む中で徐々に取り入れられていった。また、『續考』には登場人物の心理に立ち入る注もあり、それらは『会箋』の稿が進んだ段階で一部のみ取り入れられた。以上の二つは、『續考』の特徴がそのまま『会箋』の特徴となった例である。

『續考』は鄭の莊公を「英主」と評するが、これは莊公に対する人物評としては例外的なものである。『会箋』は『續考』

の文章を利用しつつも、『左伝経世鈔』などに前例のある「姦(奸)」という評を踏襲している。これは竹添が、『續考』ではなくより広く行われている評に従ったものである。

注

- (1) 亀井南冥昭陽全集刊行会編『亀井南冥昭陽全集』第三卷(葦書房、一九七八年)三頁～五頁。
- (2) 三迫初男博士古稀記念論叢刊行会編『漢語漢文の世界Ⅱ』(溪水社、一九八四年)七十頁～八十八頁。
- (3) 『亀井南冥昭陽全集』第一巻に収録。
- (4) 東方書店編『東方』五十八号、一九八六年 二頁～五頁。
- (5) 慶應義塾大学斯道文庫編『斯道文庫論集』十六号、一九七九年 一頁～百二十四頁。
- (6) 慶應義塾大学斯道文庫編、一九九七年。
- (7) 全集本は読みにくいので、大正六年影印本の複写を用いた。
- (8) 松方以外に可能性がある人物として、諸橋轍次氏がいる。諸橋氏の旧蔵書を収める東京都立図書館諸橋文庫にも『会箋』稿本が一種あり、静嘉堂文庫の稿本もあるいは同氏の手を経たものかもしれない。諸橋文庫のものを含めた五種の稿本については、稿を改めてより詳細に論じるつもりである。
- (9) 斯文会編『斯文』第十四号、一九五六年 四十頁～五十頁。のち、上野賢知『春秋左氏伝雑考』(無窮会東洋文化研究所、一九五九年)百十四頁～百二十八頁。
- (10) 上野氏は『溯源』書き込みの段階でまだ左伝集説を見ていなかったらしい。『溯源』も完全なものではなく先行注釈の指摘漏れがいくつかあるが、左伝集説で名を明記して抜き書きがなされている注が、『溯源』で指摘されない場合がある。
- (11) 慶應義塾福澤研究センター編『近代日本研究』第二十巻、二〇〇三年 百七十五頁～二百三頁。
- (12) 北京・中華書局、一九八一年。
- (13) 岩波文庫、一九八八年。
- (14) 何新文『《左伝》人物論稿』(中国社会科学出版社、二〇〇四年)二百四十二頁以下。何氏自身は、『左伝』の作者そのものは莊公に対して肯定的評価を下していると判断している。

〔付記〕

本稿執筆のための文献調査に当たり、無窮会ならびに静嘉堂文庫の皆様にはたいへんお世話になりました。ここに記し、お礼を申し上げます。

【キーワード】

・『左氏会箋』 ・『左伝續考』 ・竹添進一郎 ・亀井昭陽 ・稿本研究